

猫の適正な飼育について



猫による生活環境への被害を増やさないために、猫の適正な飼育が大切です。

野良猫への無責任なエサやりや猫の放し飼いなどは、生活環境への被害にとどまらず、近隣トラブルの原因になっています。

解決するためには、猫問題が現代社会の産物であることを認識し、人間が責任ある行動を徹底していく必要があります。

地域猫活動のすすめ

地域で起こるさまざまな野良猫問題が増加している中、いま注目されているのが「地域猫活動」です。不幸な飼い主のいない猫の数と猫による被害を減らすための環境衛生改善の方法についてお知らせしますので、参考としてください。

◎地域猫活動とは？

飼い主のいない猫を地域の問題と捉えて、周辺住民が主体となり、不妊・去勢手術などを受けさせ、トイレの設置やエサやりなど、一代限りの生涯を全うするまで2人以上で管理を行う取り組みのことです。

◎具体的な活動は？

①不妊・去勢手術を行う

増殖を防ぎ、少しずつ個体数が減ります。
また、発情による鳴き声が少なくなり、尿のにおいも薄くなります。



②排泄物の管理・清掃を行う

ふん尿被害を抑えるための猫用トイレを、エサ場の近くに設置しましょう。
設置後は定期的なパトロールを行い、フンを見つけたら速やかに始末・清掃しましょう。



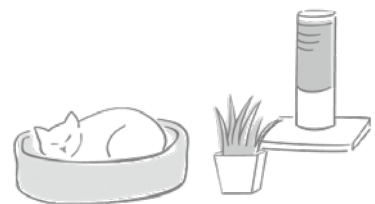
③エサやりのルールを決める

地域でエサを与える場所や時間など、ルールを事前に決めておきましょう。
必ず決まった場所・時間にエサやりを行い、食べ終わったら容器を回収しましょう。



適正な飼育をお願いします！

猫を飼育するうえで重要なことは、猫が幸せなことであり、不幸な猫を生み出さず、周辺に迷惑をかけないことです。そのために猫を飼育する場合は、室内飼育を第一とすることが重要です。



また、野良猫にエサをあげている方を非難する方が多いですが、非難されるべきは猫を捨てる方です。猫の好き嫌いは人それぞれですが、清潔な住みよい地域にしたい、という思いは皆様が共有でき、協力もしやすいはずです。誰かのせいにするのではなく、皆様が歩み寄りましょう。



「動物を捨てること＝遺棄」は動物の愛護及び管理に関する法律で禁止されており、罰則1年以下の懲役または100万円以下の罰金の規定があります。



問い合わせ先 住民課 住民環境グループ



「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。